

## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可

2026年2月5日

北陸電力株式会社

本日（2月5日）、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>（以下、保安規定）の変更について、原子力規制委員会から認可書を受領しましたので、お知らせします。

当社は、「志賀原子力発電所の放射線管理区域内で生じた廃棄物のうち、放射性物質によって汚染されていない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）」について、発電所外に搬出し、適切に処分または資源として有効利用するため、当該廃棄物の対象範囲およびその判断方法等に関する事項を保安規定に反映する変更認可申請を行いました。

（2025年12月1日お知らせ済み）

本日（2月5日）、上記申請について、原子力規制委員会から認可書を受領しました。

以上

参考資料：「放射性廃棄物でない廃棄物（NR）」について

※1 原子炉施設保安規定

原子炉施設の運転に関し、保安のために守るべき事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、原子力規制委員会の認可を受けているもの。

## 「放射性廃棄物でない廃棄物（NR）」について

### 放射性廃棄物でない廃棄物（NR：Non Radioactive Waste）

原子力発電所における放射線管理区域内で発生する廃棄物のうち、放射性物質によって汚染されていない廃棄物をいう。

#### 【NR制度の概要】

- 原子力発電所における放射線管理区域内で発生する廃棄物のうち、使用履歴及び設置状況の記録により放射性物質によって汚染されていないことが確認できた廃棄物は、NRとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分または資源として有効利用することができる。
- NR対象とする廃棄物は以下のとおり。
  - ①放射線管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）
  - ②放射線管理区域内において使用された物品（工具類等）
- NRの運用については、国の「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関するガイドライン」に従い、NRの判断を行う廃棄物の範囲、判断方法、NRの取扱い等について「原子炉施設保安規定」に定める。

放射線管理区域	【現行】廃棄物の処理	【NR導入後】廃棄物の処理
汚染のおそれのない区域 〔定期的に汚染がないことを確認〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可燃・難燃性廃棄物 放射線管理区域内の焼却設備にて焼却</li> <li>●不燃性廃棄物 減容処理後、ドラム缶に封入し低レベル放射性廃棄物埋設センター（日本原燃㈱）へ運搬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NR対象物は、汚染されていないことを記録等により確認のうえ、NRとして適切に処分または資源として有効利用（NR対象物以外は左記と同様に処理） [汚染されていないことの確認例] ➢壁等により汚染のおそれのある区域と区画されている ➢汚染のおそれのある区域からの空気の流れ込みがない ➢設置されてから、汚染のあるものと接触していない 等</li> </ul>
汚染のおそれのある区域 〔区域区画、作業管理、定期的な汚染確認等により汚染がないように管理〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>●NR対象物は、汚染されていないことを記録等により確認するとともに、放射線管理区域から搬出する前に放射線測定によって汚染がないことを確認のうえ、NRとして適切に処分または資源として有効利用（NR対象物以外は左記と同様に処理） [汚染されていないことの確認例] ➢人や物の出入管理（防護装備の着脱、養生、表面汚染測定）による汚染の拡大防止措置が講じられている ➢汚染された物を内包する機器等の開放時はグリーンハウスや局所排風機等により区画し、汚染の拡大防止措置が講じられている ➢表面汚染密度、空气中放射性物質濃度測定にて汚染が確認されない 等</li> </ul>